

蒲郡市就学義務の猶予及び免除に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第17条の規定による学齢児童生徒（以下「学齢児童生徒」という。）の保護者に対する就学義務の猶予及び免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(猶予及び免除の手続)

第2条 学齢児童生徒で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由により就学困難な者の保護者は、就学義務の猶予（免除）許可申請書（第1号様式）に医師の診断書又はその他の者の証明書等その事由を証する書類を添えて蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請の内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を就学義務の猶予（免除）許可決定通知書（第2号様式）により当該申請をした保護者及び蒲郡市公立学校設置条例（昭和39年蒲郡市条例第15号）第2条に規定する学校（以下「公立学校」という。）のうち関係する公立学校の校長に通知し、猶予（免除）を認めないときは、就学義務の猶予（免除）許可申請棄却決定通知書（第3号様式）により理由を付して当該申請をした保護者及び関係する公立学校の校長に通知するものとする。

(名簿の作成)

第3条 教育委員会は、前条の規定により就学義務の猶予又は免除を決定した学齢児童生徒について、就学義務の猶予及び免除者名簿（第4号様式）を作成し、及び保管するものとする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に行った就学義務の猶予又は免除の決定については、この要綱の規定により行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年11月18日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に行った就学義務の猶予又は免除の決定については、この要綱の規定により行ったものとみなす。

第1号様式（第2条関係）

就学義務の猶予（免除）許可申請書

年 月 日

蒲郡市教育委員会 様

保護者

住所

氏名

連絡先

次のとおり就学義務の猶予（免除）を許可されるよう、診断書等を添えて申請します。

児童・生徒氏名	
生年月日	年 月 日生
保護者との続柄	保護者の
住民登録地	蒲郡市
就学指定学校・学年	蒲郡市立 第 学年
就学猶予（免除）期間	年 月 日から 年 月 日まで
猶予又は免除を要する理由	
添付書類	

第 2 号様式（第 2 条関係）

蒲 第 号
年 月 日

保護者
蒲郡市立 長 様

蒲郡市教育委員会

就学義務の猶予（免除）許可決定通知書

年 月 日付で申請のありました就学義務の猶予（免除）について、学校教育法第 18 条の規定に基づき、下記のとおり猶予（免除）の許可決定をいたしましたので通知いたします。

記

児童・生徒氏名	
生年月日	年 月 日生
保護者との続柄	保護者の
住民登録地	蒲郡市
就学指定学校・学年	蒲郡市立 第 学年
就学猶予（免除）期間	年 月 日から 年 月 日まで

保護者
蒲郡市立 長 様

蒲郡市教育委員会

就学義務の猶予（免除）許可申請棄却決定通知書

年 月 日付で申請のありました就学義務の猶予（免除）について、学校教育法第18条の規定に基づき、下記のとおり申請棄却としましたので通知いたします。

記

児童・生徒氏名	
生年月日	年 月 日生
保護者との続柄	保護者の
住民登録地	蒲郡市
就学指定学校・学年	蒲郡市立 第 学年
審議結果	申請棄却
審議結果の理由	

（教示）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、蒲郡市教育委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、蒲郡市を被告として（訴訟において蒲郡市を代表する者は蒲郡市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第4号様式（第3条関係）

就学義務の猶予及び免除者名簿

No.	許可 年度	住民登録地	保護者氏名	続柄	児童・生徒氏名	生年月日	猶予・免除 の区分	猶予・免除の期間	備考
1								から まで	
2								から まで	
3								から まで	
4								から まで	
5								から まで	
6								から まで	
7								から まで	
8								から まで	
9								から まで	
10								から まで	
11								から まで	
12								から まで	
13								から まで	
14								から まで	
15								から まで	
16								から まで	
17								から まで	
18								から まで	